

平成24年版（2012年版）

# 環境データ集

—環境調査結果及び工場・事業場の規制状況—

平成24年7月

枚方市環境保全部環境公害課



# 目 次

## 第 1 部 環境調査結果

I	大気環境の状況	1
1-①	大気汚染測定局の状況	1
1-②	大気汚染物質の環境監視	2
	(1) 窒素酸化物	2
	(2) 浮遊粒子状物質	2
	(3) 光化学オキシダント	2
	(4) 二酸化硫黄	2
	(5) 一酸化炭素	2
	(6) 非メタン炭化水素	2
1-③	大気汚染物質の環境基準達成状況	4
	(1) 一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における環境基準達成状況	4
	(2) 第二京阪道路環境監視局における環境基準値との比較	4
1-④	大気汚染物質の経年変化と年間の動向	6
	(1) 窒素酸化物	6
	(2) 浮遊粒子状物質	8
	(3) 光化学オキシダント	9
	(4) 二酸化硫黄	11
	(5) 一酸化炭素	12
	(6) 非メタン炭化水素	13
2	有害大気汚染物質調査結果	14
3	大気中のアスベスト濃度調査結果	16
4	ダイオキシン類環境調査結果	17
	(1) 大気中のダイオキシン類	17
	(2) 地下水中のダイオキシン類	17
	(3) 土壌中のダイオキシン類	17
II	水環境の状況	18
1-①	公共用水域の水質調査	18
	(1) 市内河川の概要	18
	(2) 水質調査の概要	18
1-②	水質汚濁における環境基準達成状況	20
	(1) 健康項目	20
	(2) 生活環境項目	20

1-③	水質調査結果	22
(1)	環境基準点でのBODの長期的変化	22
(2)	準基準点での環境基準値との比較	23
(3)	生活環境項目測定点での環境基準値との比較	23
(4)	その他項目	23
2	地下水質調査結果	24
(1)	概況調査	24
(2)	汚染井戸周辺地区調査	25
(3)	継続監視調査	25
III	騒音の状況	26
1	騒音調査結果	26
(1)	道路に面する地域	26
(2)	一般地域	26
IV	地盤沈下の状況	28
1	地盤沈下水準測量結果	28

## 第2部 工場・事業場の規制状況

1.	硫酸化物（SO <sub>x</sub> ）・窒素酸化物（NO <sub>x</sub> ）総量規制等対象工場・事業場	29
2.	水質汚濁防止法又は大阪府生活環境の保全等に関する条例により、生活環境項目の排水規制を受けている特定（届出）事業場	30
3.	瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例対象の業種別水域別工場・事業場数	33
4.	業種別排水基準不適合状況及び改善指導数	34
5.	下水道区域における業種別処理区別の工場・事業場数	35
6.	下水道区域の業種別排除基準不適合状況及び改善指導数	36
7.	地下水採取量5万m <sup>3</sup> /年以上の工場・事業場（50音順）	37
8.	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況	38

## 第 1 部

# 環 境 調 查 結 果



# I 大気環境の状況

## 1-① 大気汚染測定局の状況

大気環境の状況を把握するため、住宅地域などに設置している一般環境大気測定局（以下「一般局」）3局及び自動車排出ガスの影響を受ける道路周辺に設置している自動車排出ガス測定局（以下「自排局」）2局、また第二京阪道路による大気環境等への影響を把握するため、第二京阪道路環境監視局（以下「第二京阪局」）2局で二酸化窒素等の大気汚染物質の常時監視を行っています。

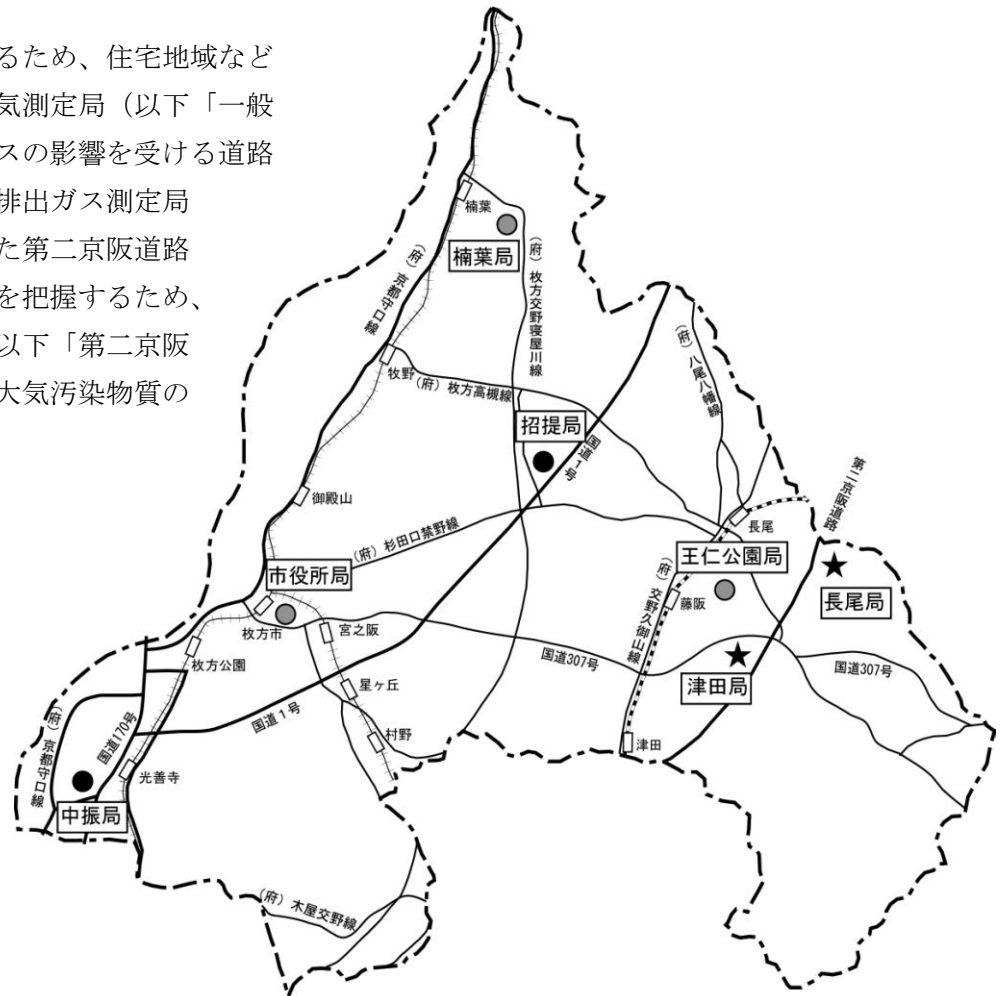


図1-1 枚方市大気汚染測定局の概要

局名	● 一般環境大気測定局			● 自動車排出ガス測定局		★ 第二京阪道路環境監視局	
	枚方市役所	王仁公園	楠葉	招提	中振	長尾	津田
測定開始年月	昭和47年6月	昭和51年7月	昭和50年12月	昭和62年3月	平成元年4月	平成15年3月	平成22年4月
設置場所	枚方市役所本館 【採気口の高さ】 地上21.0m 【用途地域】 商業地域 官公庁用地の一角に位置し、府道枚方富田林泉佐野線から約40mの位置	王仁公園の真ん中 【採気口の高さ】 地上4.3m 【用途地域】 市街化調整区域 府道交野久御山線から約200mの位置	枚方市北支所2階 【採気口の高さ】 地上6.5m 【用途地域】 第1種低層住居専用地域 主要地方道枚方交野寝屋川線から約40mの位置	枚方市の真ん中中央部の国道1号西側谷道 【採気口の高さ】 地上1.8m （浮遊粒子状物質は4.0m）	国道1号、国道170号が合流する西側地点 【採気口の高さ】 地上1.8m （浮遊粒子状物質は4.0m）	長尾台4丁目の八田川沿い（大阪方面行側） 【採気口の高さ】 地上4.0m	津田東町の住宅地域（京都方面行側） 【採気口の高さ】 地上4.0m
測定項目	二酸化窒素	○	○	○	○	○	○
	一酸化窒素	○	○	○	○	○	○
	浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○	○
	光化学オキシダント	○	○	○	—	—	—
	二酸化硫黄	○	○	—	—	○	—
	一酸化炭素	—	—	—	—	○	—
	風向・風速	○	○	○	○	○	○
	非メタン炭化水素	○	—	—	—	—	—

## 1-② 大気汚染物質の環境監視

---

### (1) 窒素酸化物

窒素酸化物は、窒素と酸素が結合して生成される物質の総称で、燃料等を燃焼させることにより発生します。大気汚染の常時監視においては、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）を測定しています。これらのうち二酸化窒素について環境基準が定められています。

窒素酸化物は、一般局3局、自排局2局及び第二京阪局2局で常時監視を行っています。

### (2) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、粒径が10μm以下の大気中に浮遊する粒子状の物質をいい、工場などから発生するばいじん、ディーゼル排ガス等が原因とされています。

浮遊粒子状物質は、一般局3局、自排局2局及び第二京阪局2局で常時監視を行っています。

### (3) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場、事業場及び自動車等から排出される窒素酸化物や炭化水素類を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成されるオゾンなどの物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっています。

高濃度時に発令される光化学スモッグ予報・注意報について、小学校等に設置されている防災行政無線等により、市民、工場及び事業場に対して周知を行っています。

光化学オキシダントは、一般局3局で常時監視を行っています。

### (4) 二酸化硫黄

二酸化硫黄による大気汚染は、硫黄分を多く含む燃料を大量に燃焼することにより起こります。

二酸化硫黄は、一般局2局及び自排局1局で常時監視を行っています。

### (5) 一酸化炭素

一酸化炭素は、体内の酸素循環を阻害するといわれ、燃料の不完全燃焼により発生し、自動車の排気ガスが主な発生源となっています。

一酸化炭素は、1時間値の1日平均値が環境基準を大きく下回っていることや市内の測定局間の差異がないことから、平成21年度より自排局1局（中振局）で常時監視を行っています。

### (6) 非メタン炭化水素

炭化水素は、太陽の紫外線により光化学反応を起こして光化学オキシダントを生成することから、光化学スモッグを発生させる原因物質とされており、各種の炭化水素の中から、光化学的に反応しにくいメタンを除外した炭化水素（非メタン炭化水素）を指標としています。

本市では平成22年度より一般局1局（枚方市役所局）で常時監視を行っています。



参考：大気汚染に係る環境基準

物質名 / 項目	環 境 基 準
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
浮 遊 粒 子 状 物 質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること
微 小 粒 子 状 物 質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること

(備考)

- 1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が4時間を超える場合、また、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局は、評価の対象としない。
- 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素に係わる評価は、以下の方法による。
 

短期的評価：測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

長期的評価：1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。
- 二酸化窒素に係わる評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1日平均値の年間98%値）で評価する。
- 光化学オキシダントは、1時間値について評価を行う。また、昼間の1時間値とは、午前5時から午後8時までの時間帯のことである。
- ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンに係わる評価は、同一地点における1年平均値と認められる値との比較によってその評価を行うものとする。
- 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針
 

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。（昭和51年8月13日通知）

1-③ 大気汚染物質の環境基準達成状況

(1) 一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における環境基準達成状況

常時監視を行っている項目のうち、二酸化窒素、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、すべての測定局で環境基準を達成しました。浮遊粒子状物質については、楠葉局、王仁公園局、招提局及び中振局で、黄砂の影響により日平均値の最高値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えたため短期的評価を達成できませんでした。また、楠葉局、王仁公園局及び招提局では黄砂の影響により日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日連続したため、長期的評価についても環境基準を達成できませんでした。光化学オキシダントについては、すべての測定局で環境基準を達成できませんでした。

有害大気汚染物質のうち、環境基準が設定されている、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、すべて環境基準を達成しました。

<平成23年度の測定結果と環境基準との比較>

表 1-1 平成 23 年度大気汚染環境基準達成状況

測定局	測定項目	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )		光化学オキシダント (ppm)	二酸化硫黄 (ppm)		一酸化炭素 (ppm)	
		長期的評価 (年間 98%値)	長期的評価 (2%除外値)	短期的評価 (最高1時間値)	短期的評価 (最高1時間値)	長期的評価 (2%除外値)	短期的評価 (最高1時間値)	長期的評価 (2%除外値)	短期的評価 (8時間平均値)
	環境基準値	0.04~0.06以下	0.10以下	0.20以下	0.06以下	0.04以下	0.1以下	10以下	20以下
一般局	楠葉	○ (0.033)	× (0.048)	× (0.163)	× (0.142)	—	—	—	—
	枚方市役所	○ (0.034)	○ (0.044)	○ (0.141)	× (0.123)	○ (0.003)	○ (0.009)	—	—
	王仁公園	○ (0.030)	× (0.049)	× (0.164)	× (0.145)	○ (0.003)	○ (0.010)	—	—
自排局	招提	○ (0.045)	× (0.044)	× (0.186)	—	—	—	—	—
	中振	○ (0.043)	○ (0.052)	× (0.148)	—	○ (0.007)	○ (0.029)	○ (0.8)	○ (1.5)

測定局	測定項目	ベンゼン (μg/m <sup>3</sup> ) (年平均値)	トリクロロエチレン (μg/m <sup>3</sup> ) (年平均値)	テトラクロロエチレン (μg/m <sup>3</sup> ) (年平均値)	ジクロロメタン (μg/m <sup>3</sup> ) (年平均値)
	環境基準値	3以下	200以下	200以下	150以下
枚方市役所 (一般局)		○ (1.3)	○ (0.52)	○ (0.18)	○ (1.6)
招提 (自排局)		○ (1.5)	—	—	—

(2) 第二京阪道路環境監視局における環境基準値との比較

二酸化窒素については、2局とも環境基準値を下回る結果が得られました。浮遊粒子状物質については、黄砂の影響により長尾局で日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日連続したこと、日平均値の最高値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えたことにより、長期的評価・短期的評価ともに環境基準を超過した結果となりました。

表 1-2 平成 23 年度の第二京阪局における大気環境基準値との比較

測定局	測定項目	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	
		長期的評価 (年間 98%値)	長期的評価 (2%除外値)	短期的評価 (最高1時間値)
	環境基準値	0.04~0.06以下	0.10以下	0.20以下
第二京阪局	長尾	○ (0.029)	× (0.049)	× (0.161)
	津田	○ (0.037)	○ (0.048)	○ (0.131)

<経年変化>

図 1-2 二酸化窒素濃度の 98%値の推移と環境基準値との比較  
(.....環境基準)

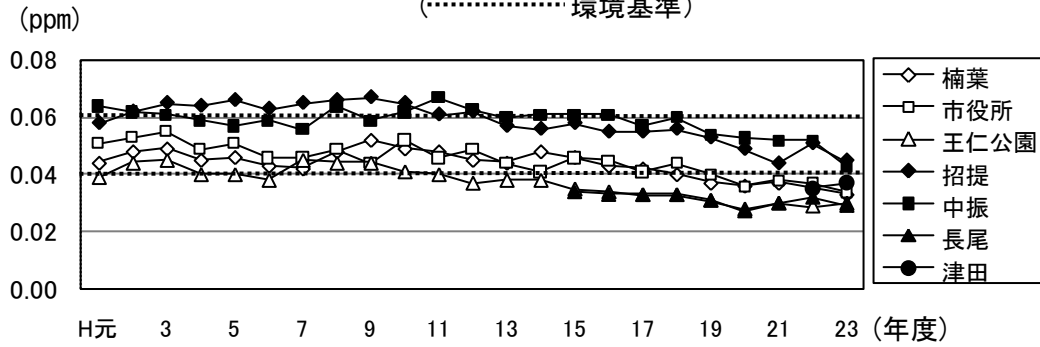


図 1-3 浮遊粒子状物質の 2%除外値の推移と環境基準値との比較  
(.....環境基準)

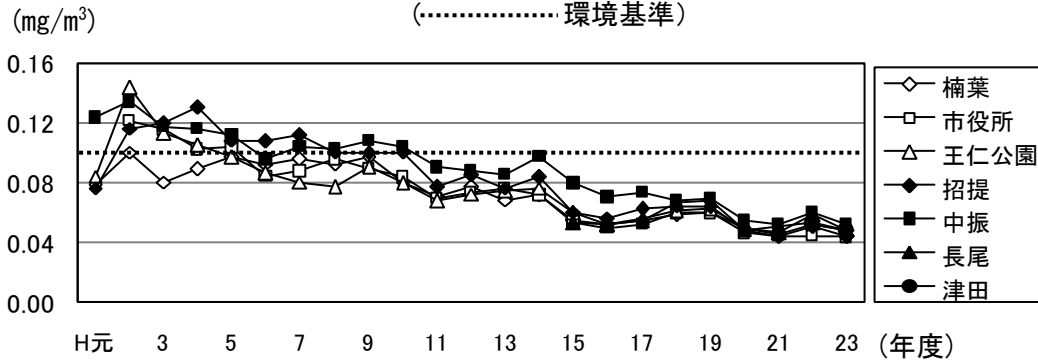


図 1-4 二酸化硫黄の 2%除外値の推移と環境基準値との比較  
(.....環境基準)

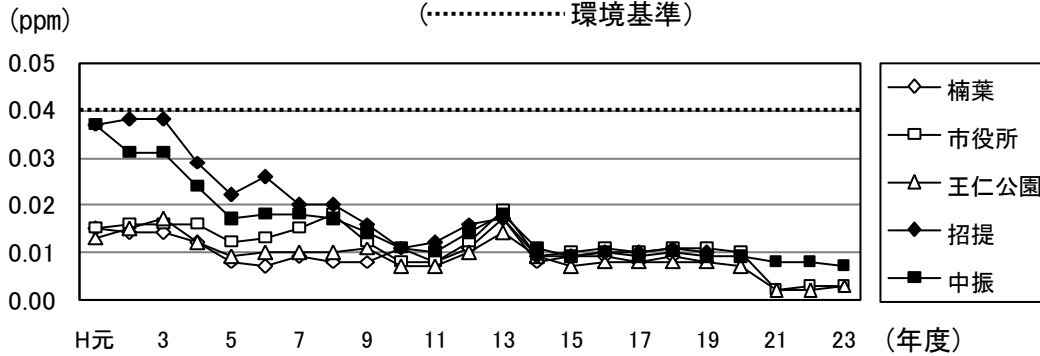
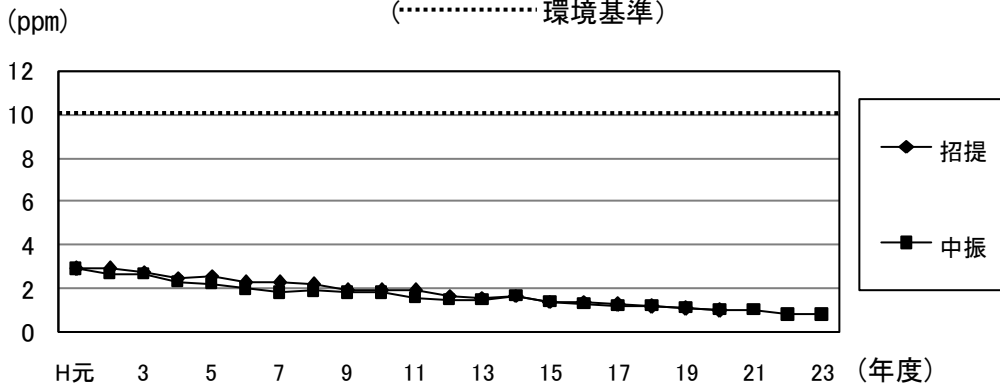


図 1-5 一酸化炭素の 2%除外値の推移と環境基準値との比較  
(.....環境基準)



1-④ 大気汚染物質の経年変化と年間の変動

(1) 窒素酸化物

① 二酸化窒素濃度

平成23年度の二酸化窒素濃度の年平均値は、一般局及び自排局のすべての測定局で環境基準を達成しました。また、第二京阪局においても、2局とも環境基準値を下回る結果を得られました。

二酸化窒素濃度の年平均値の経年変化は、緩やかな減少傾向にあります。

<平成23年度の測定結果と環境基準との比較>

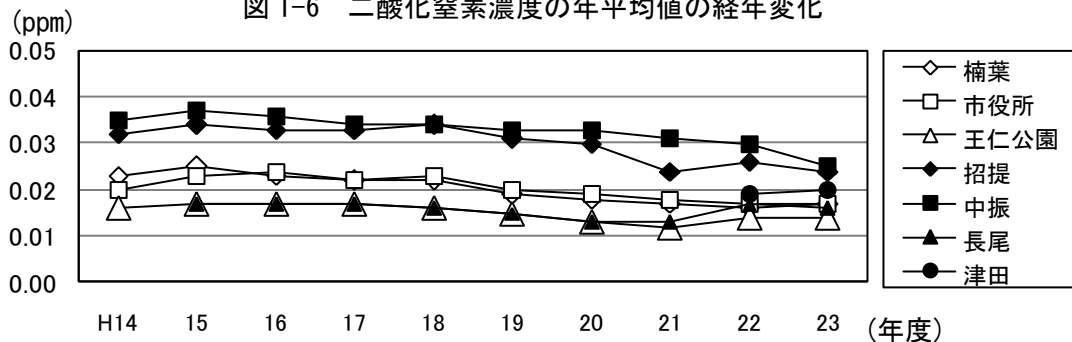
表 1-3 二酸化窒素測定結果

測定局		年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日平均値の年間98%値	環境基準の評価 達成○ 未達成×
		(ppm)	(ppm)	(日)	(日)	(ppm)	
一般局	楠葉	0.017	0.058	0	0	0.033	○
	枚方市役所	0.017	0.058	0	1	0.034	○
	王仁公園	0.014	0.061	0	0	0.030	○
自排局	招提	0.024	0.078	0	30	0.045	○
	中振	0.025	0.075	0	25	0.043	○

測定局		年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日平均値の年間98%値	環境基準値との比較 下回る○ 超過×
		(ppm)	(ppm)	(日)	(日)	(ppm)	
第二京阪局	長尾	0.016	0.057	0	0	0.029	○
	津田	0.020	0.063	0	3	0.037	○

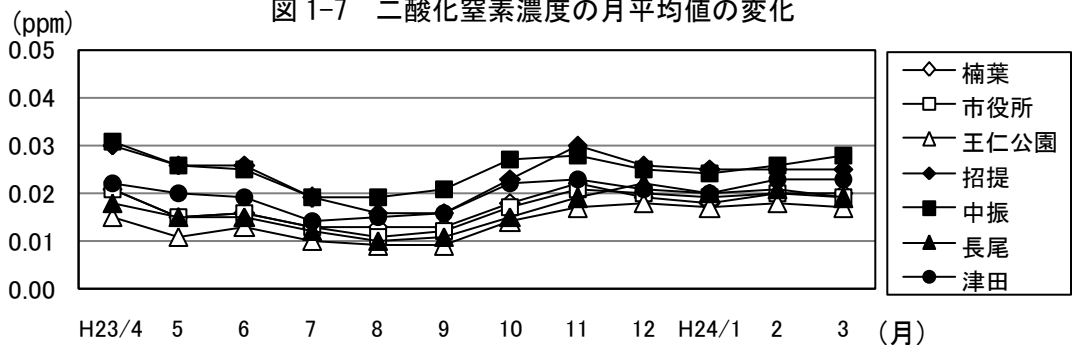
<経年変化>

図 1-6 二酸化窒素濃度の年平均値の経年変化



<年間の変動>

図 1-7 二酸化窒素濃度の月平均値の変化



② 一酸化窒素濃度

平成23年度の一酸化窒素濃度の年平均値は、一般局は0.003ppm（王仁公園局）～0.006ppm（楠葉局）、自排局は0.026ppm（中振局）～0.039ppm（招提局）、第二京阪局は0.007ppm（長尾局）～0.012ppm（津田局）でした。年平均値の経年変化は、緩やかな減少傾向にあります。

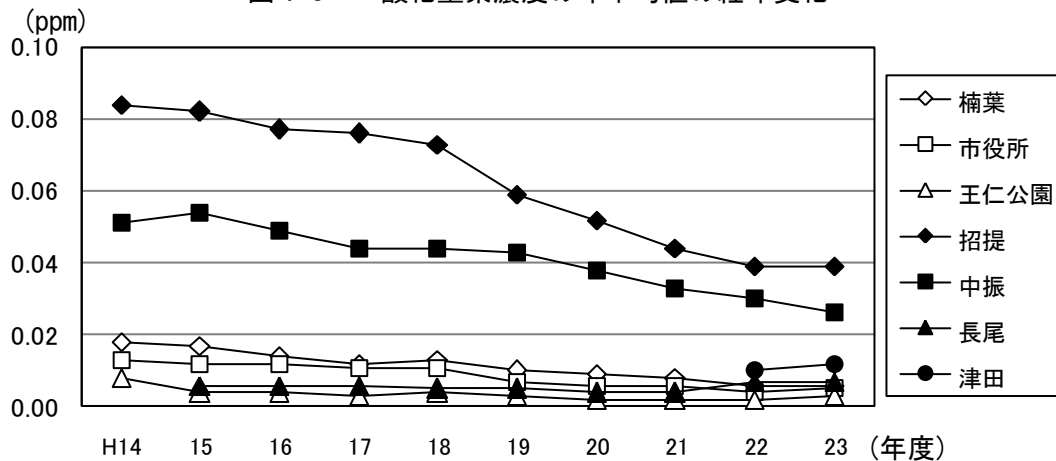
<平成23年度の測定結果>

表 1-4 一酸化窒素測定結果

測定局		年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値
		(ppm)	(ppm)	(ppm)
一般局	楠葉	0.006	0.163	0.033
	枚方市役所	0.005	0.128	0.027
	王仁公園	0.003	0.115	0.022
自排局	招提	0.039	0.393	0.107
	中振	0.026	0.270	0.072
第二京阪局	長尾	0.007	0.134	0.027
	津田	0.012	0.205	0.040

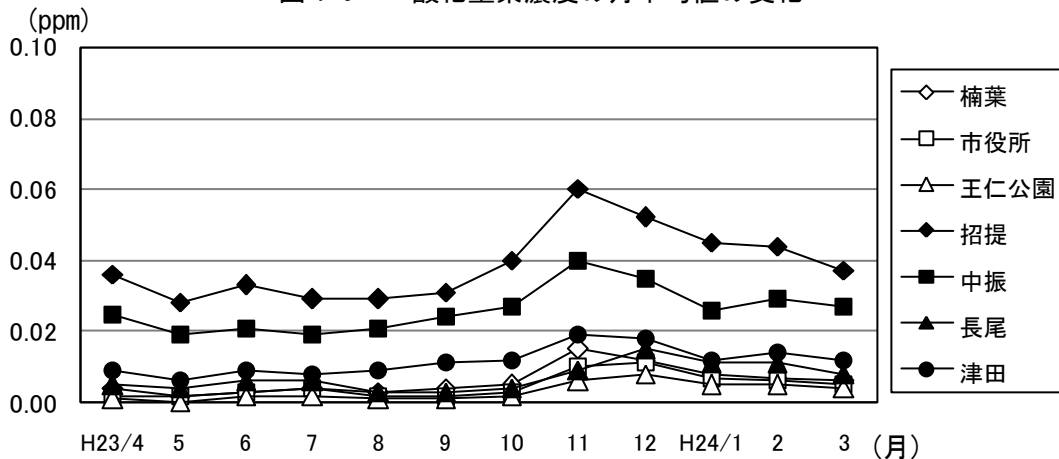
<経年変化>

図 1-8 一酸化窒素濃度の年平均値の経年変化



<年間の変動>

図 1-9 一酸化窒素濃度の月平均値の変化



# I. 大気環境の状況

## (2) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質濃度について、平成23年度は楠葉局、王仁公園局、招提局及び中振局で日平均値の最大値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えたため、短期的評価で環境基準を達成できませんでした。また、楠葉局、王仁公園局及び招提局で5月2日と5月3日の2日間に連続して日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えたため、長期的評価でも環境基準を達成できませんでした。これは、その2日間に沖縄から東日本の広い範囲で観測された黄砂の影響です。第二京阪局の長尾局においても、黄砂の影響で5月2日と5月3日の2日間に連続して日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超過していました。

年平均値の経年変化は、長期的には減少傾向となっています。

### <平成23年度の測定結果と環境基準の達成状況>

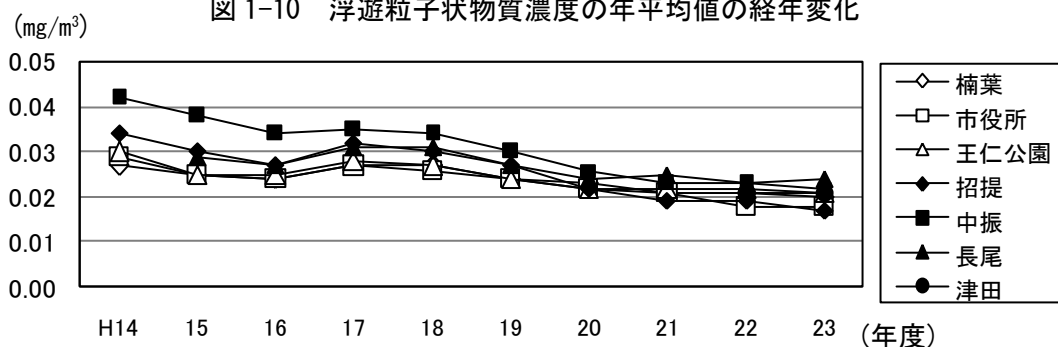
表 1-5 浮遊粒子状物質測定結果

測定局	年平均値 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超 えた時間数 (時間)	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた日数 (日)	1時間値の 最高値 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	日平均値の 2%除外値 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超 えた日が2日 以上連続した ことの有無	環境基準の評価 達成○ 未達成×		
							長期的 評価	短期的 評価	
一般局	楠葉	0.020	0	2	0.163	0.048	有	×	×
	枚方市役所	0.018	0	0	0.141	0.044	無	○	○
	王仁公園	0.021	0	2	0.164	0.049	有	×	×
自排局	招提	0.017	0	2	0.186	0.044	有	×	×
	中振	0.022	0	1	0.148	0.052	無	○	×

測定局	年平均値 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超 えた時間数 (時間)	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた日数 (日)	1時間値の 最高値 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	日平均値の 2%除外値 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超 えた日が2日 以上連続した ことの有無	環境基準との比較		
							長期的 評価	短期的 評価	
第二 京阪局	長尾	0.024	0	2	0.161	0.049	有	×	×
	津田	0.021	0	0	0.133	0.048	無	○	○

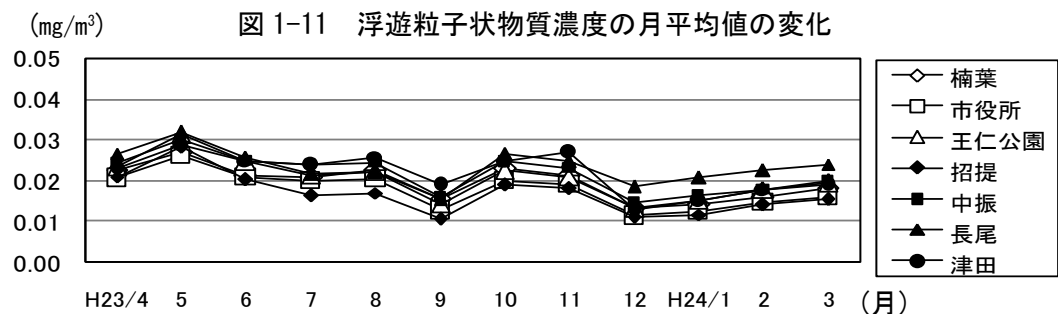
### <経年変化>

図 1-10 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年変化



### <年間の変動>

図 1-11 浮遊粒子状物質濃度の月平均値の変化



(3) 光化学オキシダント

① 光化学オキシダント

平成23年度の各測定局における、光化学オキシダント濃度が昼間の1時間値0.06ppmを超えた時間数は、263時間（枚方市役所局）～355時間（楠葉局）でした。また、各測定局とも光化学スモッグ注意報レベルである0.12ppmを超えた日が1日ありました。

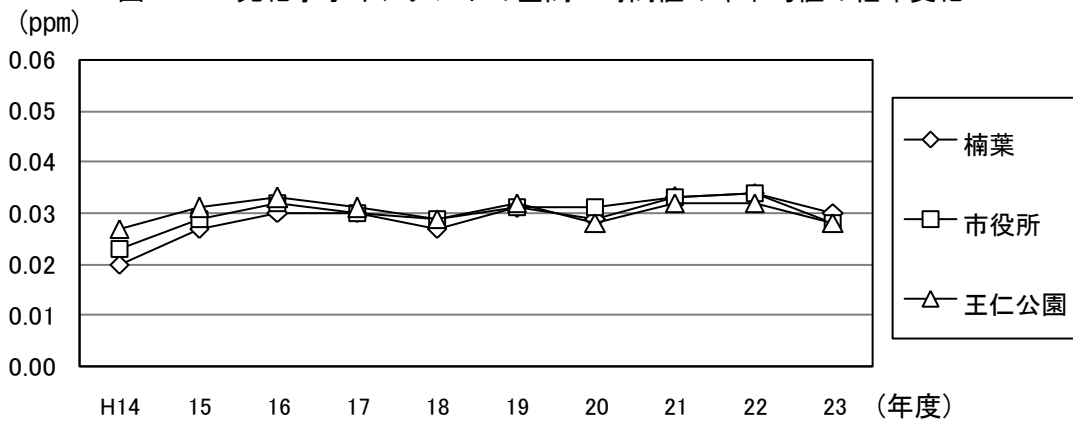
<平成23年度の測定結果と環境基準の達成状況>

表 1-6 光化学オキシダント測定結果

測定局	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の平均値	環境基準の評価 達成○ 未達成×
	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	
楠葉	0.030	76	355	1	2	0.142	0.047	×
枚方市役所	0.028	59	263	1	2	0.123	0.043	×
王仁公園	0.028	65	283	1	4	0.145	0.044	×

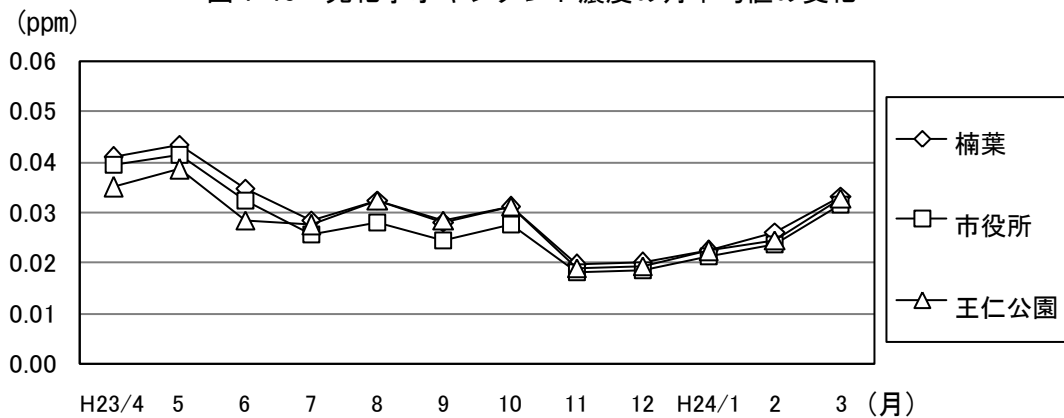
<経年変化>

図 1-12 光化学オキシダントの昼間1時間値の年平均値の経年変化



<年間の変動>

図 1-13 光化学オキシダント濃度の月平均値の変化



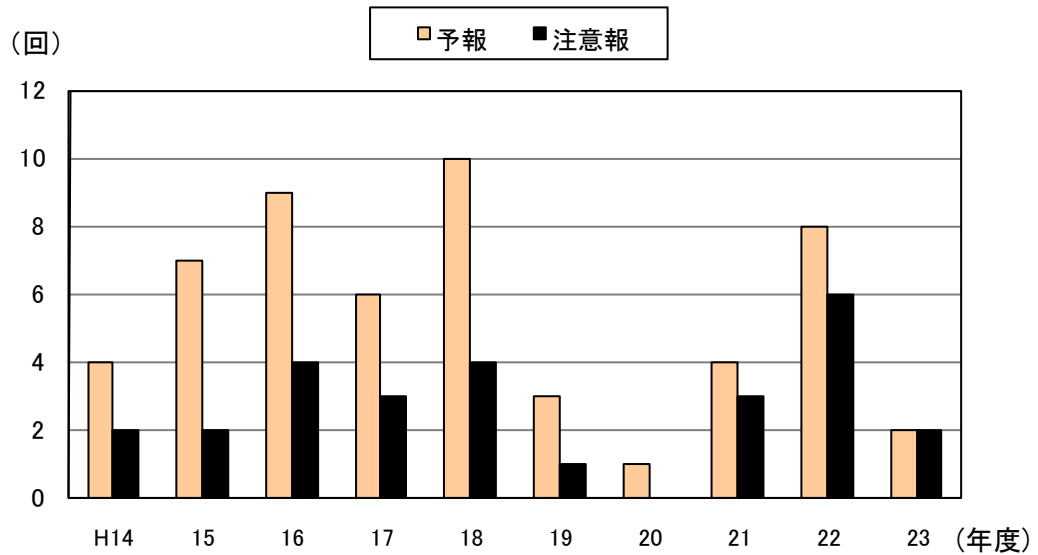
# I. 大気環境の状況

## ② 光化学スモッグ注意報等の発令状況

平成23年度の本市域を含む北大阪地域での光化学スモッグ発令回数は、予報2回、注意報2回で、平成22年度より減少しています。

### <光化学スモッグ発令回数の経年変化>

図 1-14 光化学スモッグ発令回数の推移





(4) 二酸化硫黄

平成23年度の二酸化硫黄濃度の年平均値は、一般局の王仁公園局と枚方市役所局が0.001ppm、自排局の中振局が0.002ppmでした。年平均値の経年変化は、低い水準で推移しています。

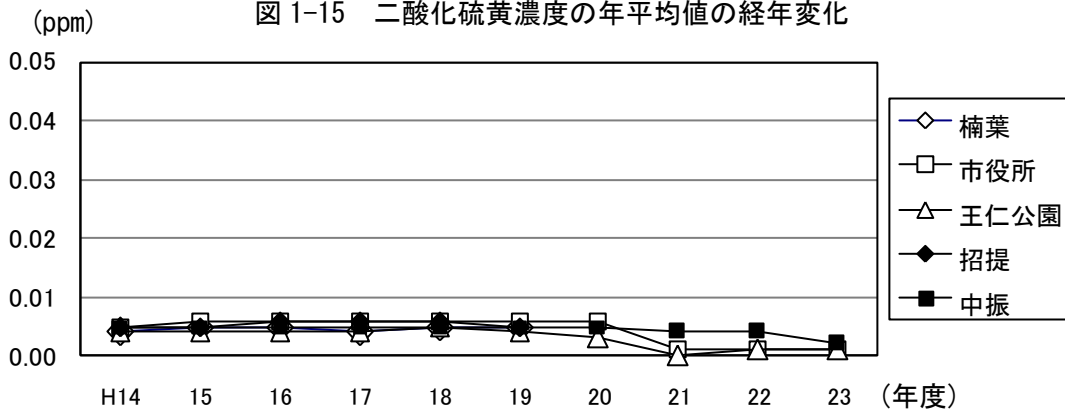
<平成23年度の測定結果と環境基準の達成状況>

表 1-7 二酸化硫黄測定結果

測定局	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の評価 達成○ 未達成×		
							長期的評価	短期的評価	
一般局	枚方市役所	0.001	0	0	0.009	0.003	無	○	○
	王仁公園	0.001	0	0	0.010	0.003	無	○	○
自排局	中振	0.002	0	0	0.029	0.007	無	○	○

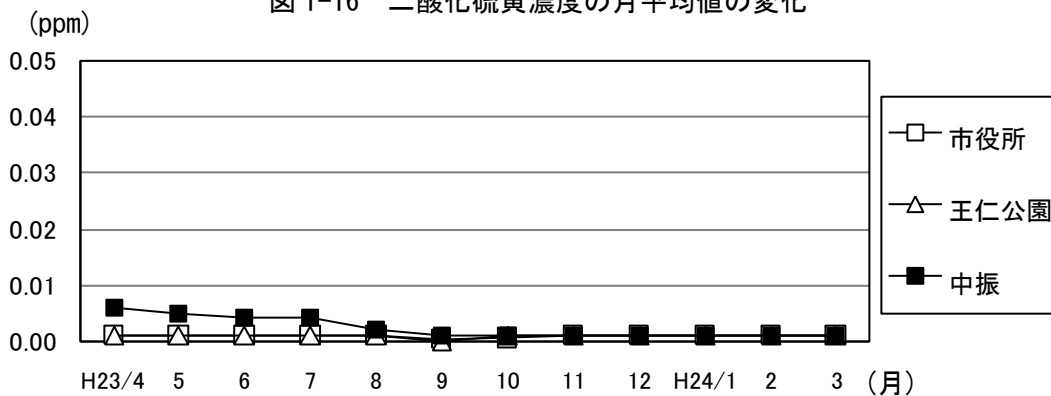
<経年変化>

図 1-15 二酸化硫黄濃度の年平均値の経年変化



<年間の変動>

図 1-16 二酸化硫黄濃度の月平均値の変化



# I. 大気環境の状況

## (5) 一酸化炭素

平成23年度の一酸化炭素濃度の年平均値は、0.4ppm（中振局）でした。年平均値の経年変化は、低い水準で推移しています。

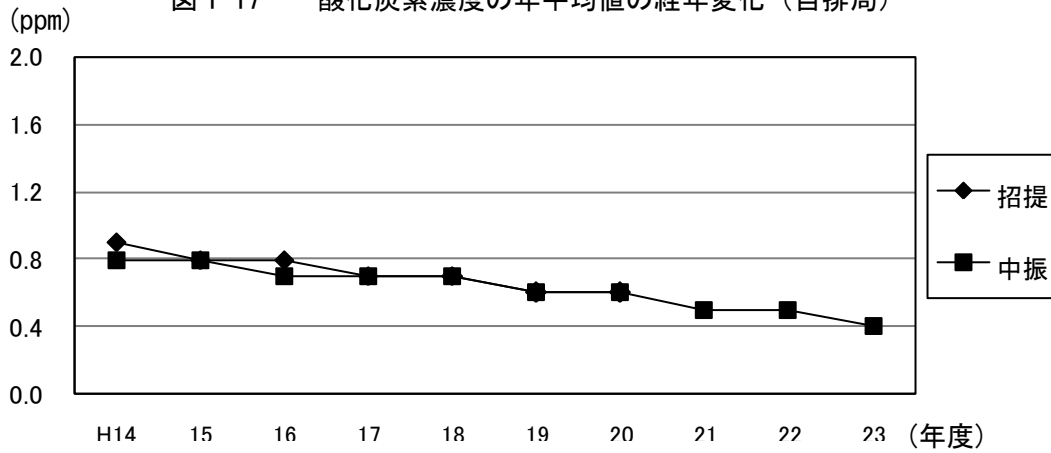
### <平成23年度の測定結果と環境基準の達成状況>

表 1-8 一酸化炭素測定結果

測定局	年平均値 (ppm)	8時間値が 20ppmを超 えた回数 (回)	日平均値が 10ppmを超 えた日数 (日)	1時間 値の最 高値 (ppm)	日平均値 の2%除外 値 (ppm)	日平均値が 10ppmを超 えた日が2日 以上連続した ことの有無	環境基準の評価	
							達成○ 未達成×	長期的 評価
中 振	0.4	0	0	2.1	0.8	無	○	○

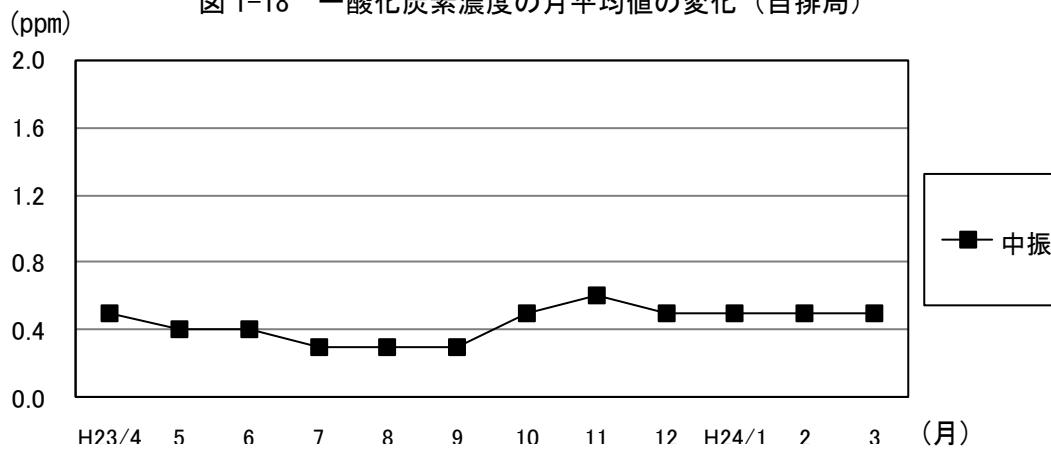
### <経年変化>

図 1-17 一酸化炭素濃度の年平均値の経年変化（自排局）



### <年間の変動>

図 1-18 一酸化炭素濃度の月平均値の変化（自排局）



## (6) 非メタン炭化水素

枚方市役所局で、平成22年度より非メタン炭化水素の測定を行っています。

非メタン炭化水素には、環境基準は設定されていませんが、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針（昭和51年8月13日）」で、「光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmC から0.31ppmCの範囲にある。」とされています。

平成23年度では、年平均値0.17ppmC、午前6時から9時までの3時間平均値は0.18ppmC ですが、午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数は135日で、そのうち、0.31ppmCを超えた日数は33日あり、指針値を超えて観測されています。

## &lt;平成23年度の測定結果と指針値との比較&gt;

表 1-9 非メタン炭化水素測定結果

測定局	年平均値	6～9時 3時間平均値 の年平均値	6～9時 3時間平均値 の最高値	6～9時 3時間平均 値が0.20ppmC を超えた日数	6～9時 3時間平均 値が0.31ppmC を超えた日数	指針の評価 達成○ 未達成×
	(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(日)	
枚方市役所	0.17	0.18	0.60	135	33	×

## 2 有害大気汚染物質調査結果

大気中の濃度が低濃度であっても人が長期的に暴露された場合には人の健康を損なうおそれのある有害大気汚染物質について、枚方市役所局（一般局）で19物質、招提局（自排局）で5物質について調査を行いました。

平成23年度の調査の結果、環境基準値が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、すべて環境基準を下回っていました。また、環境基準が設定されていない物質のうち、指針値が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン並びにヒ素及びその化合物についても、すべて指針値を下回っていました。

### <環境基準が設定されている物質の平成23年度の測定結果と環境基準の達成状況>

表 1-10 環境基準が設定されている物質の調査結果（枚方市役所局）

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

物質名	環境基準値	環境基準の評価 達成○未達成×	年平均値	最小値	最大値
ベンゼン	3	○	1.3	0.47	2.2
トリクロロエチレン	200	○	0.52	0.042	1.4
テトラクロロエチレン	200	○	0.18	0.026	0.41
ジクロロメタン	150	○	1.6	0.46	2.9

表 1-11 環境基準が設定されている物質の調査結果（招提局）

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

物質名	環境基準値	環境基準の評価 達成○未達成×	年平均値	最小値	最大値
ベンゼン	3	○	1.5	0.76	2.7

### <指針値が設定されている物質の平成23年度の測定結果と指針値との比較>

表 1-12 指針値が設定されている物質の調査結果（枚方市役所局）

物質名	単位	指針値	指針の評価 達成○未達成×	年平均値	最小値	最大値
アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2	○	0.043	0.017	0.096
塩化ビニルモノマー	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	10	○	0.032	0.00012	0.19
水銀及びその化合物	$\text{ng}/\text{m}^3$	40	○	2.1	1.2	4.5
ニッケル化合物	$\text{ng}/\text{m}^3$	25	○	6.5	2.6	14
クロロホルム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	18	○	0.26	0.12	0.60
1,2-ジクロロエタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.6	○	0.12	0.039	0.41
1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.5	○	0.20	0.063	0.44
ヒ素及びその化合物	$\text{ng}/\text{m}^3$	6	○	1.1	0.21	3.6

表 1-13 指針値が設定されている物質の調査結果（招提局）

物質名	単位	指針値	指針の評価 達成○未達成×	年平均値	最小値	最大値
1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.5	○	0.30	0.098	0.70

< 指針値が設定されていないその他の物質の平成23年度の測定結果 >

表 1-14 その他の有害大気汚染物質の調査結果（枚方市役所局）

物質名	単位	年平均値	最小値	最大値
アセトアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>	2.9	0.86	6.2
酸化エチレン	μg/m <sup>3</sup>	0.077	0.035	0.12
ベンゾ[a]ピレン	ng/m <sup>3</sup>	0.19	0.041	0.63
ホルムアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>	2.1	0.88	3.8
ベリリウム及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	0.043	<0.013	0.15
マンガン及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	30	8.3	94
クロム及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	9.1	2.6	24

表 1-15 その他の有害大気汚染物質の調査結果（招提局）

物質名	単位	年平均値	最小値	最大値
アセトアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>	2.6	1.0	4.6
ベンゾ[a]ピレン	ng/m <sup>3</sup>	0.20	0.048	0.69
ホルムアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>	2.0	1.0	3.5

### 3 大気中のアスベスト濃度調査結果

平成23年11月14日から16日の3日間に、枚方市役所局で、大気中のアスベスト濃度調査を実施しました。その結果、調査地点における3日間のアスベスト濃度は、全て0.057本／リットル未満でした。なお、この値は、世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリアと比べて低い濃度でした。

<平成23年度の測定結果>

表 1-16 大気中のアスベスト濃度調査結果

調査地点	アスベスト濃度（本／リットル）		
	11月14日	11月15日	11月16日
枚方市役所局	<0.057	<0.057	<0.057

参考：世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア

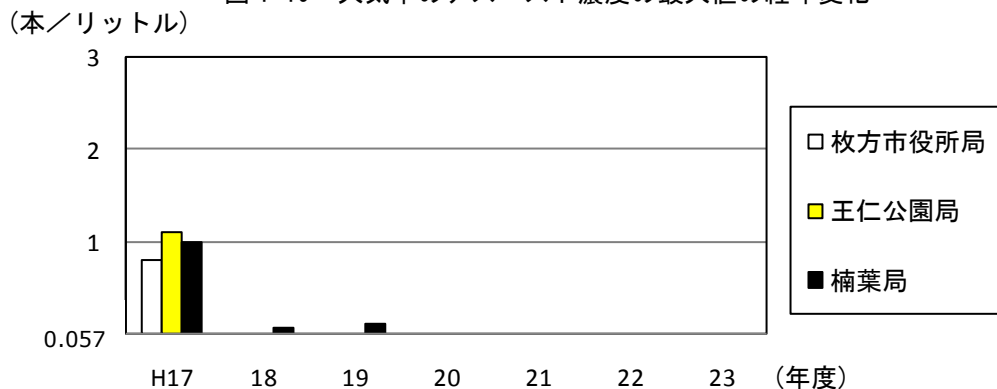
世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、1～10本／リットル程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。

<経年変化>

表 1-17 一般環境大気測定局における大気中のアスベスト濃度の最大値

調査地点	アスベスト濃度（本／リットル）						
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
枚方市役所局	0.8	0.04	0.057	<0.057	<0.057	<0.057	<0.057
王仁公園局	1.1	0.04	0.057	-	-	-	-
楠葉局	1.0	0.08	0.11	-	-	-	-

図 1-19 大気中のアスベスト濃度の最大値の経年変化



## 4 ダイオキシン類環境調査結果

環境中のダイオキシン類濃度の把握のため、大気1地点、地下水1地点、土壌1地点のダイオキシン類調査を実施しました。

平成23年度の調査の結果、大気、地下水及び土壌のダイオキシン類濃度は、すべて環境基準値を下回っていました。

### (1) 大気中のダイオキシン類

大気中のダイオキシン類は、枚方市役所局（一般局）で調査を実施しました。ダイオキシン類濃度の年平均値は0.034pg-TEQ/m<sup>3</sup>であり、環境基準値を下回っていました。

表 1-18 大気中のダイオキシン類濃度測定結果

(単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査地点	試料採取日	測定値	年平均値
枚方市役所局	春季 5/12～5/19	0.033	0.034
	夏季 8/18～8/25	0.036	
	秋季 10/20～10/27	0.036	
	冬季 1/12～1/19	0.031	

※環境基準値：年平均値で 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>

### (2) 地下水中のダイオキシン類

地下水中のダイオキシン類は町楠葉の井戸で調査を実施しました。ダイオキシン類濃度は0.052pg-TEQ/Lであり、環境基準値を下回っていました。

表 1-19 地下水中のダイオキシン類濃度

(単位：pg-TEQ/L)

調査地点	ダイオキシン類濃度	試料採取日
町楠葉	0.052	H23.11.8

※環境基準値：1pg-TEQ/L

### (3) 土壌中のダイオキシン類

土壌中ダイオキシン類は樟葉小学校で調査を実施し、ダイオキシン類濃度は0.0021pg-TEQ/gであり、環境基準値を下回っていました。

表 1-20 土壌中のダイオキシン類濃度調査結果

(単位：pg-TEQ/g)

調査地点	ダイオキシン類濃度	試料採取日
樟葉小学校	0.0021	H23.11.8

※環境基準値：1000pg-TEQ/g

## II 水環境の状況

### 1-① 公共用水域の水質調査

#### (1) 市内河川の概要

本市域は、淀川と生駒山地の北端の間にひらけており、市南部の一部寝屋川水系の河川を除き、ほとんどの河川が淀川に流入しています。

淀川水系の主要な河川としては、一級河川である船橋川、穂谷川、天野川のほか、黒田川、安居川などがあり、直接淀川に注いでいます。これらの河川のうち、天野川は生駒山麓に源を発し、生駒市、交野市を経て本市域に至っており、広い流域面積を有していますが、他の河川はいずれも流域が本市域に限られ、流路延長も比較的短くなっています。また、市南西部を流域とする淀川左岸幹線第一水路は、寝屋川水系に属しています。

#### (2) 水質調査の概要

本市では、市内の水質汚濁の状況を把握するため、環境基準点3地点、準基準点4地点のほか、独自測定点と湖沼測定点を設定し、河川16地点及び山田池1地点において、水質調査を実施しています。

環境基準点3地点、準基準点4地点の調査については、水質汚濁防止法の規定により大阪府が策定した公共用水域の水質測定計画に基づくものとなっています。

独自測定地点では、河川流域の工場立地や下水道整備状況に応じて、工場の下流にあたる地点では健康項目に、環境基準点の上流にあたる地点では生活環境項目に重点を置いた測定を行っています。

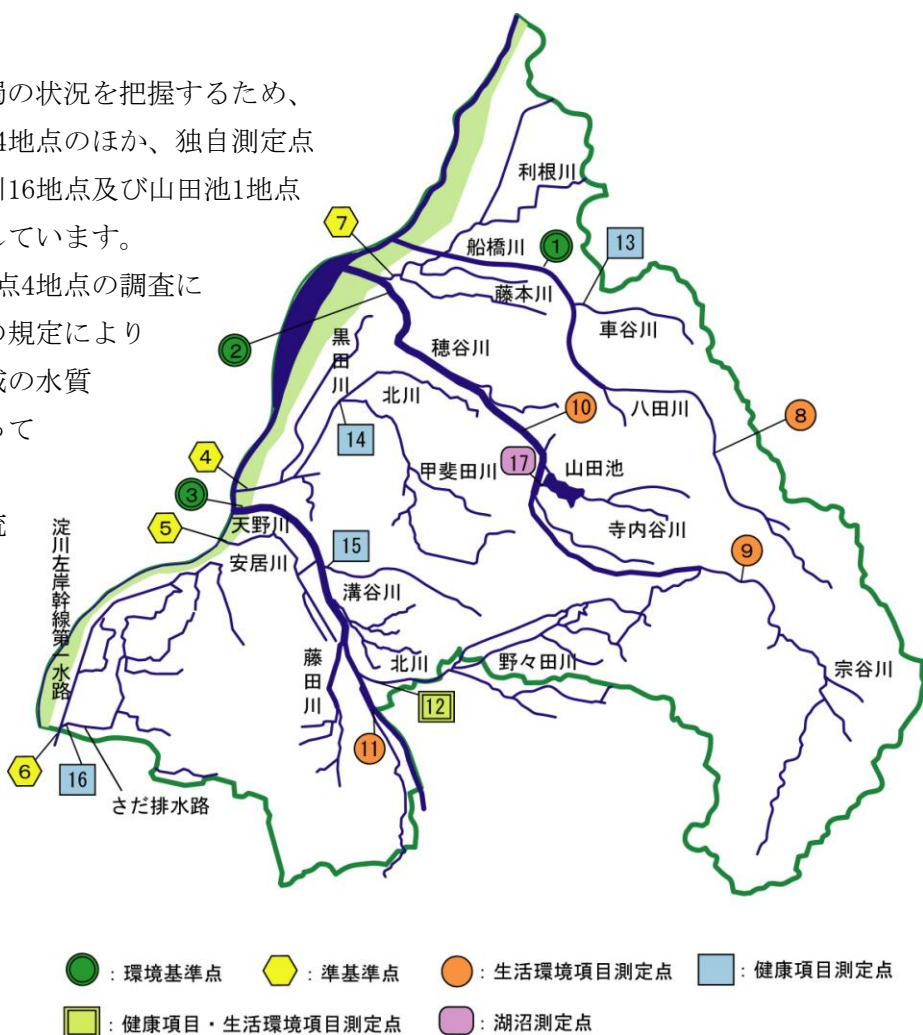


図 2-1 河川等水質調査地点図

番号	河川名	地点名	番号	河川名	地点名	番号	河川名	地点名
1	船橋川	新登橋上流	7	藤本川	淀川合流直前	13	車谷川	車谷川流末
2	穂谷川	淀川合流直前	8	船橋川	新宇治橋	14	黒田川	北川合流直前
3	天野川	淀川合流直前	9	穂谷川	上渡場橋	15	溝谷川	溝谷川流末
4	黒田川	西ノ口樋門	10	穂谷川	穂谷川新橋	16	蹉跎排水路	蹉跎排水路流末
5	安居川	淀川合流直前	11	天野川	枚方交野市境	17	山田池	山田池池尻
6	淀川左岸幹線第一水路	枚方寝屋川市境	12	北川	北川流末			



表 2-1 水質調査項目及び調査回数

調査項目		調査回数 (回/年)					湖沼 測定点	
		環境 基準点	準 基準点	独自測定点				
				健康項目 測定点	生活環境 項目 測定点	両項目 測定点		
健康項目	・カドミウム ・全シアン ・鉛 ・六価クロム ・砒素 ・総水銀 ・アルキル水銀 (ただし、アルキル水銀については総水銀が 検出された時に限る。)	4	2	4	-	4	-	
	・PCB	1	1	-	-	-	-	
	・ジクロロメタン ・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン ・1,1-ジクロロエチレン ・シス-1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン ・1,1,2-トリクロロエタン ・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・1,3-ジクロロプロペン ・ベンゼン	4	2	4	-	4	-	
	・チウラム ・シマジン ・チオベンカルブ	2	2	-	-	-	-	
	・セレン	4	2	-	-	-	-	
	・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	2	4	-	4	1	
	・ほう素 ・ふっ素	4	2	4	-	4	-	
	・1,4-ジオキサン	4	2	-	-	-	-	
	生活環境項目	・水素イオン濃度(pH)	48	24	-	4	4	2
		・溶存酸素量(DO) ・生物化学的酸素要求量(BOD) ・化学的酸素要求量(COD) ・浮遊物質(SS) ・大腸菌群数(E-coli.)	12	6	-	4	4	2
・全窒素(T-N) ・全りん(T-P)		4	2	-	4	4	2	
・全亜鉛		12	4	4	-	4	-	
特殊項目		・ノルマルヘキサン抽出物質 ・フェノール類	1	1	-	-	-	-
	・銅 ・溶解性鉄	1	1	1	-	1	-	
	・溶解性マンガン ・全クロム	1	1	-	-	-	-	
	・陰イオン界面活性剤 ・りん酸性りん	1	1	-	-	-	-	
	・硝酸性窒素 ・亜硝酸性窒素 ・アンモニウム性窒素	4	2	4	-	4	-	
要監視項目	・クロロホルム ・トランス-1,2-ジクロロエチレン ・1,2-ジクロロプロパン ・p-ジクロロベンゼン ・イソキサチオン ・ダイアジノン ・フェニトロチオン ・イソプロチオラン ・オキシ銅 ・クロロタロニル ・プロピザミド ・EPN ・ジクロロボス ・フェノブカルブ ・イプロベンホス ・クロルニトロフェン ・トルエン ・キシレン ・フタル酸ジエチルヘキシル ・ニッケル ・モリブデン ・アンチモン ・塩化ビニルモノマー ・エピクロロヒドリン ・全マンガン ・ウラン ・フェノール ・ホルムアルデヒド	1	1	-	-	-	-	
特定項目	・トリハロメタン生成能 ・クロロホルム生成能 ・ブromoジクロロメタン生成能 ・ジブromoクロロメタン生成能 ・ブromoホルム生成能	1	1又は0	-	-	-	-	

※調査項目は、平成 23 年度大阪府公共用水域の水質測定計画による。

1-② 水質汚濁における環境基準達成状況

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康に関する環境基準（以下「健康項目」）と生活環境の保全に関する環境基準（以下「生活環境項目」）があります。

(1) 健康項目

カドミウム、全シアンなどの健康項目については、すべての地点で環境基準を達成しました。

(2) 生活環境項目

生活環境項目に関しては、水域類型別に基準が定められており、淀川水系に属する一級河川の船橋川、穂谷川及び天野川の3河川が、いずれもB類型に指定されています。

① 生物化学的酸素要求量（BOD）

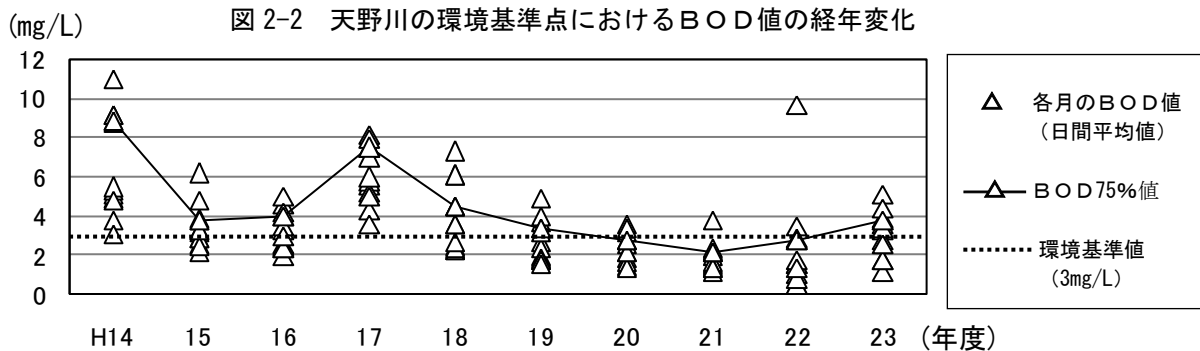
環境基準点3地点で環境基準を達成できませんでした。特に、天野川については、平成20～22年度の3年間、環境基準を達成していましたが、平成23年度は達成できませんでした。なお、天野川が本市域へ流入する地点である枚方交野市境で、平成23年度については環境基準値を上回った水質でした。

表 2-2 環境基準点におけるBODの環境基準達成状況

河川名	地点名	環境基準値	BOD75%値	環境基準の評価 達成○、未達成×
船橋川	新登橋上流	3mg/L以下	4.6	×
穂谷川	淀川合流直前		5.1	×
天野川	淀川合流直前		3.8	×

(注) 75%値:年間の同一地点の全測定結果を小さいものから順に並べ、全測定回数に 0.75 を乗じて得られた数(n)番目に相当する測定値を示す。BODの環境基準の達成状況はこの値をもって評価する。

図 2-2 天野川の環境基準点におけるBOD値の経年変化



② その他の項目

浮遊物物質（SS）、溶存酸素量（DO）及び大腸菌群数については、全地点で環境基準を達成しました。水生生物の生息状況の適応性の指標である全亜鉛については、全地点で環境基準を達成できませんでした。

表2-3 環境基準点における生活環境項目の環境基準値超過状況

項目	pH		BOD		SS		DO		大腸菌群数		全亜鉛	
	m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%	年平均値 (mg/L)	
船橋川	17/48	35	8/12	67	0/12	0	0/12	0	0/12	0	0.062	×
穂谷川	15/48	31	10/12	83	0/12	0	0/12	0	0/12	0	0.040	×
天野川	9/48	19	7/12	58	0/12	0	0/12	0	0/12	0	0.044	×

(注) nは総検体数、mは環境基準値超過検体数を示している。

参考：水質汚濁に係る環境基準

①人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

- (注) 1 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいう(定量限界は、全シアン 0.1 mg/L、アルキル水銀及びP C B 0.0005 mg/L)。  
 2 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値は最高値とする。  
 また、アルキル水銀及びP C Bについては「検出されないこと」をもって環境基準達成と判断する。  
 3 総水銀についての基準の適応の判定は、年間の測定値中で 0.0005 mg/L 以下を越える検体が調査対象検体の 37%以上である場合を不適とする。(昭和 49 年 12 月 23 日付け：環水管第 182 号)  
 4 カドミウムの環境基準は 0.01 mg/L 以下から 0.003 mg/L 以下へ変更された。(平成 23 年 10 月 27 日付け：環境省告示第 94 号)

河川  
ア.

②生活環境の保全に関する環境基準(抜粋)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
D	工業用水2級、 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—

備考 1. 基準値は、日間平均値とする。  
 2. 農業用利水点について、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。

(注) MPN/100mLとは、最確数法(MPN法)により算出した100mL中の最確数を表す。

イ.

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。

1-③ 水質調査結果

(1) 環境基準点でのBODの長期的変化

環境基準点におけるBODについては、年によって若干変動があるものの、長期的には減少傾向にあります。BOD75%値については、近年は3河川ともに、2~6mg/Lの範囲で推移しています。

<経年変化>

図 2-3 環境基準点でのBOD75%値の推移と環境基準値との比較

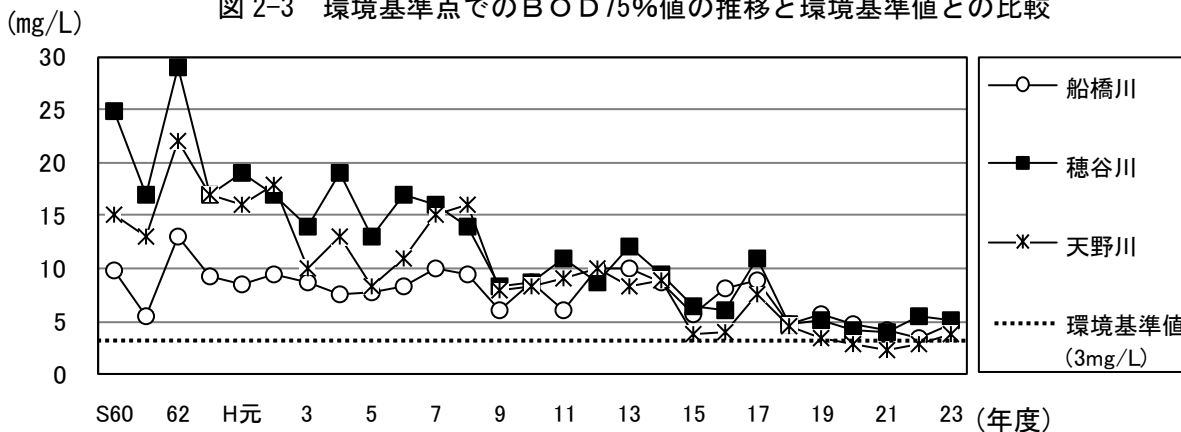


図 2-4 環境基準点でのBODの年平均値の経年変化

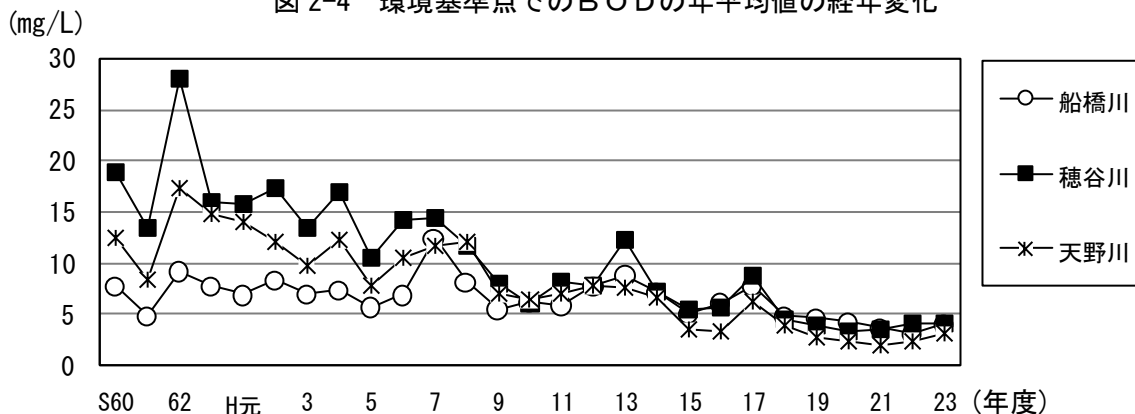
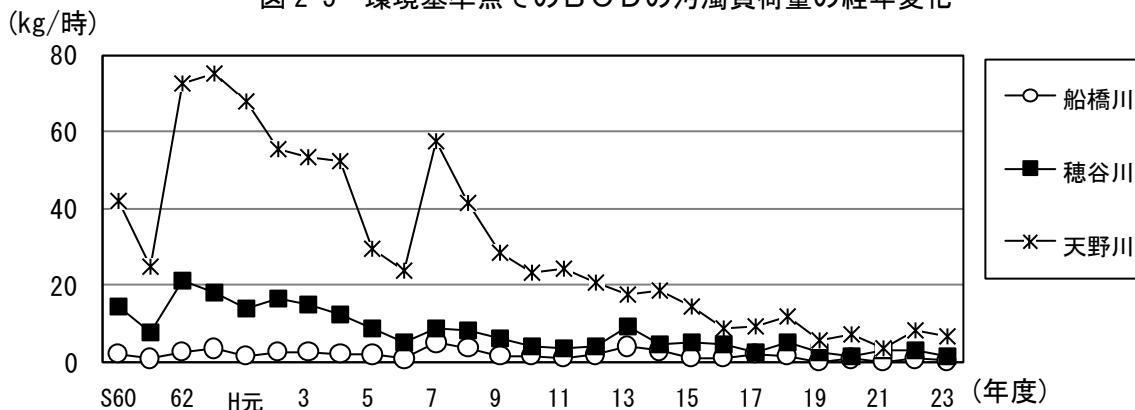


図 2-5 環境基準点でのBODの汚濁負荷量の経年変化



(2) 準基準点での環境基準値との比較

準基準点については、生活環境項目の環境基準は適用されませんが、河川の汚濁状況をみるため、環境基準値との比較を表2-4に示します。淀川水系の黒田川、安居川及び藤本川についてはB類型の基準と、寝屋川水系の淀川左岸幹線第一水路については、D類型の基準との比較を行っています。

浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）及び大腸菌群数については環境基準値を超過していませんでした。全亜鉛については、淀川左岸幹線第一水路で達成していたものの、黒田川、安居川及び藤本川では、環境基準値を超過していました。

表 2-4 準基準点における生活環境項目の環境基準値超過状況

項目 河川	pH		BOD		SS		DO		大腸菌群数		全亜鉛	
	m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%	年平均値 (mg/L)	
黒田川	8/24	33	6/6	100	0/6	0	0/6	0	0/6	0	0.046	×
安居川	2/24	8	5/6	83	0/6	0	0/6	0	0/6	0	0.060	×
藤本川	7/24	29	5/6	83	0/6	0	0/6	0	0/6	0	0.041	×
淀川左岸幹線第一水路	8/24	33	1/6	17	0/6	0	0/6	0	—	—	0.029	○

(注) nは総検体数、mは環境基準値を超えた検体数を示している。

(3) 生活環境項目測定点での環境基準値との比較

生活環境項目測定点では、生活環境項目の環境基準は適用されませんが、河川の汚濁の状況をみるため、環境基準値との比較を表2-5に示します。

溶存酸素量（DO）について、環境基準値を超過していませんでした。また、天野川水系の測定地点においては、浮遊物質（SS）について環境基準値を超過していませんでした。

表 2-5 各水系における生活環境項目の環境基準値超過状況

地点名	項目	pH		BOD		SS		DO		大腸菌群数	
		m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%
船橋川水系	新宇治橋	1/4	25	3/4	75	2/4	50	0/4	0	1/4	25
穂谷川水系	上渡場橋	1/4	25	3/4	75	1/4	25	0/4	0	0/4	0
	穂谷川新橋	1/4	25	4/4	100	0/4	0	0/4	0	1/4	25
天野川水系	枚方交野市境	2/4	50	4/4	100	0/4	0	0/4	0	1/4	25
	北川流末	2/4	50	4/4	100	0/4	0	0/4	0	1/4	25

(注) nは総検体数、mは環境基準値を超えた検体数を示している。

(4) その他項目

① 特殊項目

人体に対する生理的な障害は少ないとされていますが、排水基準が設定されており、水域の特性を把握するために必要な項目で、銅、溶解性鉄等11項目が定められていますが、指針値は、設定されていません。平成23年度は、市内12地点で調査を行いました。

② 要監視項目

人の健康の保護に関連する物質ではありますが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とせず、国において引き続き知見の集積に努めるべき物質として28項目が設定されています。市内7地点で測定した結果、指針値を超えて検出された地点はありませんでした。

③ 特定項目

「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」の規定に基づき、特定項目について上水道水源水域である6地点で測定を行いました。

## 2 地下水質調査結果

市域における地下水質の概況を把握するための「概況調査」、発見された汚染について汚染範囲の確認等を行うための「汚染井戸周辺地区調査」及び地下水汚染の継続的な監視を行うための「継続監視調査」を実施しました。これらの地下水の汚濁状況の調査は、水質汚濁防止法の規定により策定した大阪府地下水水質測定計画に基づくものです。

### (1) 概況調査

平成23年度の概況調査は、町楠葉地区、北中振地区及び桜丘町地区の計3地点について調査を実施しました。これらの3地点のすべての項目で環境基準値を下回っていました。

表 2-6 地下水質概況調査結果

(単位：mg/L)

項目	町楠葉	北中振	桜丘町	環境基準値
	H23. 11. 8	H23. 11. 8	H23. 11. 9	
カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
全シアン	検出せず	検出せず	検出せず	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	0.05mg/L以下
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	—	—	—	検出されないこと
PCB	検出せず	検出せず	検出せず	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 mg/L以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 mg/L以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 mg/L以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 mg/L以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.1	0.10	0.70	10 mg/L以下
ふっ素	<0.08	<0.08	<0.08	0.8 mg/L以下
ほう素	<0.02	<0.02	<0.02	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 mg/L以下

(注) アルキル水銀は総水銀が検出された場合のみ測定。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

汚染井戸周辺地区調査は、概況調査等により新たに汚染が発見された場合に、その広がりや原因を調べる調査です。汚染が発見された井戸の周辺井戸を調査し、その結果、汚染の継続的な監視等が必要と判断された場合には、経年的なモニタリングとして継続監視調査を実施することとなります。

(3) 継続監視調査

継続監視調査は、汚染の継続的な監視が必要とされた井戸の調査です。

長尾元町地区で総水銀が保健所の調査により発見されたため、平成23年度から新たに長尾元町地区で継続調査を開始したのをはじめ、平成23年度は合計12地区で調査を行いました。

その結果、長尾元町地区で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、津田元町地区で1,1-ジクロロエチレンが、中宮山戸町地区でテトラクロロエチレンが、茄子作北町地区と東香里元町で総水銀が、それぞれ環境基準値を超過して検出されました。

なお、継続監視調査等で監視をしている井戸は、一定期間以上、汚染の改善が見られた場合、再度、周辺井戸を調査し、その地区での汚染の改善が確認されると、継続監視調査等を終了することとしています。

参考：地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

- (注) 1 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいう(定量限界は、全シアン 0.1 mg/L、アルキル水銀及びP C B 0.0005 mg/L)。  
 2 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値は最高値とする。  
 また、アルキル水銀及びP C Bについては「検出されないこと」をもって環境基準達成と判断する。  
 3 総水銀についての基準の適応の判定は、年間の測定値中で0.0005 mg/Lを越える検体数が調査対象検体数の37%以上である場合を不適とする。(昭和49年12月23日付け:環水管第182号)  
 4 カドミウムの環境基準は0.01 mg/L以下から0.003 mg/L以下へ変更された。(平成23年10月27日付け:環境省告示第94号)

## Ⅲ 騒音の状況

### 1. 騒音調査結果

道路に面する地域28地点及びそれ以外の地域（以下「一般地域」）24地点のうち、平成23年度は道路に面する地域を9地点、一般地域を8地点で環境騒音モニタリング調査を実施しました。

なお、平成21年度より、過去の騒音測定結果を精査し、測定地点の状況に変化が無いことを確認したうえで「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（環境省）に従い、3年に1回のローリング方式で調査を行っています。

また、国土交通省と重複して実施していた国道1号における騒音測定については、平成21年度より国土交通省から測定データの提供を受けています。

#### （1）道路に面する地域

平成23年度の調査の結果、面的評価による環境基準の達成状況は、市全体で昼夜ともに達成できたのは20,871戸（89.8%）、昼のみ達成は1,407戸（6.1%）、夜のみ達成は16戸（0.1%）で、958戸（4.1%）については、昼夜ともに環境基準を超過していました。

表 3-1 道路に面する地域の環境基準達成状況

道路の種類別	評価区間延長 (km)	評価区間	評価対象住居等戸数	昼夜とも基準値満足	昼のみ基準値満足	夜のみ基準値満足	昼夜とも基準値超過
一般国道	24.1	10	4,331戸 (100%)	3,346戸 (77.3%)	485戸 (11.2%)	0戸 (0.0%)	500戸 (11.5%)
府道	53.7	18	18,921戸 (100%)	17,525戸 (92.6%)	922戸 (4.9%)	16戸 (0.1%)	458戸 (2.4%)
全体	77.8	28	23,252戸 (100%)	20,871戸 (89.8%)	1,407戸 (6.1%)	16戸 (0.1%)	958戸 (4.1%)

#### （2）一般地域

一般地域の騒音レベルは、全ての地点で環境基準を達成しました。

表 3-2 一般地域の環境基準達成状況

地域の区分	地点数	昼間			夜間		
		環境基準値	測定値 (Leq)	適合地点数 (適合率%)	環境基準値	測定値 (Leq)	適合地点数 (適合率%)
A地域 専ら住居の用に供される地域	12	55dB	37～ 46dB	12 (100%)	45dB	30～ 40dB	12 (100%)
B地域 主として住居の用に供される地域	6	55dB	41～ 47dB	6 (100%)	45dB	35～ 45dB	6 (100%)
C地域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	6	60dB	42～ 50dB	6 (100%)	50dB	36～ 45dB	6 (100%)
全地域	24	—	37～ 50dB	24 (100%)	—	30～ 45dB	24 (100%)



参考：騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時から午後10時)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

ただし、道路に面する地域については、上表によらず下表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時から午後10時)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

道路に面する地域で、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間 (午前6時から午後10時)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、室内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

(注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）
- ② 道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に掲げる自動車専用道路

2 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ② 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

類型ごとに当てはめる地域の指定

地域の類型	該当地域
AA	枚方市内は該当なし
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

## IV 地盤沈下の状況

### 1. 地盤沈下水準測量結果

市域の地盤沈下状況を把握するため、市内42地点に一級水準点を設置して、昭和47年度から水準測量を実施しています。地盤沈下については沈静化してきているため、平成元年以降は隔年で水準測量を実施していましたが、さらに、平成21年度以降は、大阪府に合わせて、3年に1回、水準測量を実施することとしました。

<参考：平成 21 年度調査結果>

図 4-1 枚方市内地盤沈下変動量観測地点

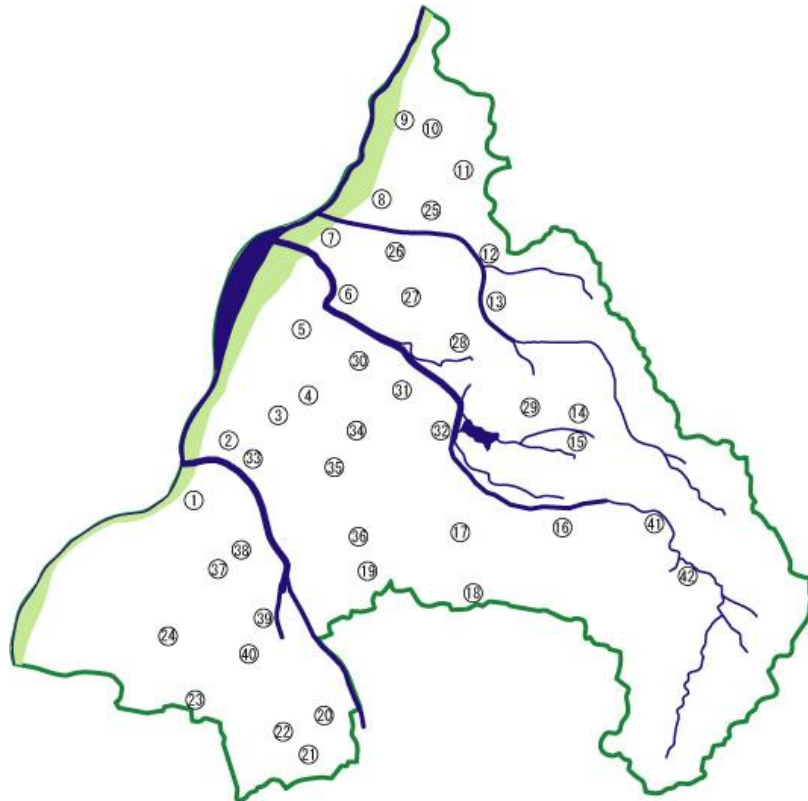


表 4-1 枚方市内地盤沈下変動量

(単位：cm)

番号	地 点	平成17年度比	平成19年度比	番号	地 点	平成17年度比	平成19年度比	番号	地 点	平成17年度比	平成19年度比
1	三矢公園	-0.50	-0.73	15	菅原小学校	+0.34	-0.55	29	田口山配水池	-0.05	-0.79
2	八幡神社	-0.35	-0.66	16	津田支所	+0.52	-0.54	30	牧野車塚公園	-0.06	-0.72
3	高陵小学校	+0.08	-0.60	17	水道局春日事務所	+0.53	-0.44	31	山田神社	+0.32	-0.51
4	殿山第一小学校	+0.26	-0.42	18	春日公会堂	+0.54	-0.17	32	円通寺	+0.20	-0.46
5	清伝寺	-0.27	-0.96	19	桜丘小学校	+0.33	-0.41	33	市道枚方牧野線	-0.23	-0.65
6	牧野公園	+0.30	-0.48	20	春日神社	+0.25	-0.25	34	山田小学校	+0.29	-0.39
7	藤本川ポンプ場	+0.08	-0.86	21	春日小学校	+0.39	-0.22	35	中宮公園	-0.30	-0.53
8	北部下水処理場跡地	-0.08	-0.94	22	香陽小学校	+0.10	-0.21	36	星丘中央線	+0.22	-0.50
9	町楠葉会館	+0.04	-1.10	23	第二中学校	+0.05	+0.52	37	鷹塚山配水池	-0.23	-0.65
10	樟葉小学校	+0.19	-1.01	24	蹉跎小学校	-0.04	-0.55	38	枚方第二小学校	改埋	改埋
11	七つ松公園	+0.01	-1.00	25	二宮公園	+0.12	-0.93	39	山之上小学校	-0.25	-0.55
12	中の池公園	+0.10	-1.08	26	牧野小学校	-0.16	-0.99	40	第四中学校	-0.42	-0.66
13	北部区画第2号線	+0.28	-0.67	27	殿山第二小学校	+0.32	-0.65	41	総合福祉センター	-0.03	-0.98
14	菅原保育所跡地	+0.14	-0.67	28	招提小学校	+0.42	-0.50	42	氷室小学校	-0.18	-0.66

## 第2部

### 工場・事業場の規制状況



1. 硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）・窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）総量規制等対象工場・事業場

（平成24年3月31日現在）

種別	対象工場・事業場の名称	SO <sub>x</sub> 総量規制	NO <sub>x</sub> 総量規制	オキシダント 緊急時対象工場
工場	(株)大阪ミツカン 大阪工場	○	○	○
	共英製鋼(株) 枚方事業所 枚方工場	○	○	○
	(株)クボタ 枚方製造所	○	○	○
	(株)小松製作所 大阪工場	○	○	○
	日本精線(株) 枚方工場	○	—	—
	(株)ユニオン	○	—	—
	理研ビタミン(株) 大阪工場	○	—	—
	エムケイ産業(株)	—	—	○
	ジェイフィルム(株) 大阪事業所	—	—	○
	ユニオンケミカー(株)	—	—	○
事業場	大阪広域水道企業団村野浄水場	○	○	○
	大阪府立精神医療センター	○	—	—
	関西医科大学附属枚方病院	○	—	—
	枚方市東部清掃工場	○	○	○
	枚方市立穂谷川清掃工場	○	○	○
	星ヶ丘厚生年金病院	○	—	—
	淀川左岸流域下水道渚水みらいセンター	○	○	○

2. 水質汚濁防止法又は大阪府生活環境の保全等に関する条例により、生活環境項目の排水規制を受けている特定（届出）事業場

（平成24年3月31日現在）

（排水量単位：m<sup>3</sup>/日）

放流水域	特定（届出）事業場名	平均排水量	
淀川	* 日本精線(株) 枚方工場	2,160	
	* (株)大阪ミツカン 大阪工場	1,311	
	* フジパン(株) 枚方工場	392	
	* アル・プラザ枚方	199	
	* ロイヤルホームセンター枚方 (株)ナカキン 枚方工場	180 120	
	* + 枚方工業団地協同組合	90	
	* + 高井病院	65	
	+ 枚方市立津田中学校	45	
	+ しゃぶしゃぶすきやき清水 大阪枚方店 大阪府立枚方津田高等学校	45 43	
	+ (株)太陽機械製作所 枚方第一工場	41	
	+ 民芸茶屋 友栄	40.5	
	イートアンド(株) 関西工場	40	
	+ 枚方市立津田南小学校	34	
	生活環境項目規制対象事業場排水量	小計(A)	4,805.5
	その他事業場総排水量	(B)	308.98
	届出対象事業場排水量	小計(A+B)	5,114.48
	船橋川	* + 枚方カントリー倶楽部	110
* + 医療法人みどり会 中村記念病院		67	
* + 介護老人健康保健施設 なごみの里		60	
* + ネオハイツ枚方長尾		52	
ホテルラピス		49	
やんちゃな子猫		44	
ホテルミロワール		42	
枚方市立長尾中学校		40	
西日本オリエンタルフーズ(株)	38		
生活環境項目規制対象事業場排水量	小計(A)	502	
その他事業場総排水量	(B)	39	
届出対象事業場排水量	小計(A+B)	541	

(排水量単位：m<sup>3</sup>/日)

放流水域	特定(届出)事業場名	平均排水量	
淀川	* オリーブハイツ枚方長尾	600	
	* 社会福祉法人枚方療育園	501	
	* 枚方松陽台污水处理場	180	
	* +大阪国際大学	179	
	* ダイアパレス枚方山田池公園	126	
	京セラミタ(株) 枚方工場	114	
	* +山田池パークハイツ	90	
	* +枚方市野外活動センター	85	
	* PGMプロパティーズ(株) 枚方国際ゴルフ倶楽部	71	
	* +近畿地方整備局 近畿技術事務所	50	
	+枚方市立菅原東小学校	49	
	+オカケン枚方マンション	46	
	+春日丘幼稚園	46	
	割烹魚慶	45	
	枚方市立杉中学校	41.2	
	+淀川ダム統合管理事務所	34	
	+枚方市総合福祉センター	30	
	生活環境項目規制対象事業場排水量	小計(A)	2,287.2
	その他事業場総排水量	(B)	136.94
	届出対象事業場排水量	小計(A+B)	2,424.14
黒田川	* (株)クボタ 枚方製造所	2,687	
	* 明治油脂(株) 枚方事業所	940	
	* (株)小松製作所 大阪工場	765	
	* (株)日本フーズデリカ 関西工場	165	
	* キョーイチ枚方複合施設	160	
	* 三洋ホームズ(株) 技術本部	120	
	* 枚方市立第三学校給食調理場	93	
	* 枚方市立第四学校給食調理場	59	
	+サンシャインプラザ まぐろ家まる店	49.68	
	+サンシャインプラザ びっくりドンキー店	44.1	
	共英製鋼(株) 枚方事業所 枚方工場	40	
	+枚方市立山田中学校	40	
	+枚方玉泉院	36	
	+枚方市教育文化センター	31	
京阪バス(株) 枚方営業所	30		
生活環境項目規制対象事業場排水量	小計(A)	5,259.78	
その他事業場総排水量	(B)	193.79	
届出対象事業場排水量	小計(A+B)	5,453.57	

(排水量単位：m<sup>3</sup>/日)

放流水域		特定(届出)事業場名	平均排水量	
淀川	その他 河川	*+ガーデン楠葉	50	
		生活環境項目規制対象事業所排水量	小計(A)	50
		その他事業場総排水量	(B)	44.4
		届出対象事業所排水量	小計(A+B)	94.4
	生活環境項目規制対象事業場排水量		合計(A)	12,904.48
	その他事業場総排水量		(B)	723.11
	届出対象事業場排水量		合計(A+B)	13,627.59
寝屋川	淀川左岸 第一水路 幹線	* 枚方市淀川衛生工場	310	
		ひらかたパーク	243	
		* ホテルリープハーバー	85	
		*+三洋電機ロジスティクス(株) 関西流通センター	60	
		+枚方市立蹉跎中学校	45	
	ヒルサイドホテル	31		
	* 淀川左岸流域下水道 渚水みらいセンター (注)			161,410
生活環境項目規制対象事業場排水量		合計(A)	162,184	
その他事業場総排水量		(B)	76.7	
届出対象事業場排水量		合計(A+B)	162,260.7	
全河川	生活環境項目規制対象事業場排水量		総合計(A)	175,088.48
	その他事業場総排水量		(B)	799.81
	届出対象事業場排水量		総合計(A+B)	175,888.29

\*印は、総量規制対象工場・事業場

+印は、指定地域特定施設のみを設置する事業場

(注) 放流水の一部を枚方市駅周辺の修景用水等に再利用後、安居川を経て淀川へ放流しており、水質汚濁防止法では上水道水源地域に係る排水基準が適用される。



3. 瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例対象の業種別水域別工場・事業場数

(平成24年3月31日現在)

	淀川水系					寝屋川水系	合計
	船橋川	穂谷川	黒田川	天野川	その他		
食料品製造業	4 (1)	1	3 (2)	8 (3)	2	2	20 (6)
パルプ・紙・紙加工品製造業	1			1			2
印刷・同関連業	1			1			2
化学工業	5		2	6		2	15
窯業・土石製品製造業	1	3		2		1	7
鉄鋼業			1 (1)	2 (1)			3 (2)
非鉄金属製造業				3 (1)			3 (1)
金属製品製造業	9		1 (1)	9 (1)		3	22 (2)
機械器具製造業	7	2 (1)	2 (2)	4		5	20 (3)
その他の製造業	2			3			5
製造業小計	30 (1)	6 (1)	9 (6)	39 (6)	2	13	99 (14)
その他	畜産農業		8				8
	上水道業			1	1		2
	下水道業						1 (1)
	道路旅客運送業	2		1 (1)	2		5 (1)
	飲食料品小売業		1	2 (2)			3 (2)
	自動車・自転車小売業	4		10	2		3
	その他の小売業	3	1	7	3	10	7
	一般飲食店		2 (2)	3	1	3	2
	宿泊業	3 (3)	3		1		3 (2)
	医療業		2 (1)	1	2	1	2
	教育・学習支援業	2	2			1	
	学術・開発研究機関	2		1	4		
	洗濯業・浴場業	3	1	8	10	5	2
	その他生活関連サービス業	1	2	7	6	8	3
	廃棄物処理業			1		1	
	自動車整備業	1					1
	し尿処理施設	1 (1)	4 (4)	2 (1)	3 (3)		1 (1)
指定地域特定施設	5 (4)	11 (9)	7 (5)	8 (6)	1 (1)	2 (2)	
その他	1	2		1	2	1 (1)	
その他小計	28 (8)	39 (16)	51 (9)	44 (9)	32 (1)	28 (7)	222 (50)
合計	58 (9)	45 (17)	60 (15)	83 (15)	34 (1)	41 (7)	321 (64)

( ) は、法・府条例で、生活環境項目の排水規制を受けている工場・事業場で、内数。

4. 業種別排水基準不適合状況及び改善指導数

(平成 23 年度)

業 種	* 対象工場・事業場数	延べ採水件数	不適合状況			行政措置					行政指導 (項目別)						
			不適合検体数	不適合の恐れのある検体数	計	水濁法		府条例			水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質質量	計		
						改善勧告	改善命令	排水一時停止命令	改善勧告	改善命令						排水一時停止命令	
食料品製造業	13	19	1	1	2							1	2		1	4	
パルプ・紙・紙加工品製造業	1																
印刷・同関連業	1																
化学工業	7	4															
窯業・土石製品製造業	5																
鉄鋼業	3	8															
非鉄金属製造業	3	1															
金属製品製造業	9	4															
機械器具製造業	8	9															
その他の製造業	2																
製造業小計	52	45	1	1	2							1	2		1	4	
その他	畜産農業	8															
	上水道業	1															
	下水道業	1	3														
	道路旅客運送業	2	2														
	飲食料品小売業	2	4														
	自動車・自転車小売業	13															
	その他の小売業	14															
	一般飲食店	5	2	1		1											
	宿泊業	9	10														
	医療業	1	3														
	教育・学習支援業																
	学術・開発研究機関	2	3														
	洗濯業・浴場業	11	5														
	その他生活関連サービス業	15															
	廃棄物処理業																
	自動車整備業																
	し尿処理施設	11	17	1		1							1	1	1	1	3
	指定地域特定施設	34	50	2	2	4							1	2	2	1	6
その他	3																
その他小計	132	99	4	2	6							1	3	3	2	9	
合 計	184	144	5	3	8							2	5	3	3	13	

\* 対象工場・事業場数とは、瀬戸内法、水濁法及び府生活環境条例対象のうち、汚水を下水道へ接続して、公共用水域の排水規制を受けない工場・事業場を除いた数

5. 下水道区域における業種別処理区別の工場・事業場数

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

業 種		渚処理区	鴻池処理区	合計	
食料品製造業		8 ( 2 )	1	9 ( 2 )	
家具・装備品製造業					
パルプ・紙・紙加工品製造業		2 ( 2 )		2 ( 2 )	
石油製品・石炭製品製造業		1 ( 1 )		1 ( 1 )	
ゴム製品製造業		1		1	
印刷・同関連業		1		1	
化学工業		7 ( 1 )	2	9 ( 1 )	
プラスチック製品製造業		3 ( 3 )		3 ( 3 )	
窯業・土石製品製造業		1 ( 1 )		1 ( 1 )	
鉄鋼業		2 ( 1 )		2 ( 1 )	
非鉄金属製造業		1 ( 1 )		1 ( 1 )	
金属製品製造業		12	1	13	
一般機械器具製造業		2 ( 1 )		2 ( 1 )	
電気機械器具製造業		1		1	
生産用機械器具製造業		3		3	
はん用機械器具製造業		1	3	4	
その他の製造業		4	1	5	
製造業小計		50 ( 13 )	8	58 ( 13 )	
その他	熱供給業	1 ( 1 )		1 ( 1 )	
	水道業	1		1	
	道路貨物運送業	2		2	
	道路旅客運送業	1		1	
	卸売・小売業	各種商品小売業	1 ( 1 )	1 ( 1 )	2 ( 2 )
		百貨店	2 ( 2 )		2 ( 2 )
		機械器具小売業	5	2	7
		その他の小売業	13	6	19
	飲食店	9	1	10	
	宿泊業	1 ( 1 )		1 ( 1 )	
	医療業	8 ( 3 )	3 ( 1 )	11 ( 4 )	
	学校等	学校教育	6 ( 1 )		6 ( 1 )
		その他の教育・学習支援業		1 ( 1 )	1 ( 1 )
	サービス業	学術・開発研究機関	6		6
		洗濯・理容・美容・浴場業	25 ( 2 )	4	29 ( 2 )
		その他の生活関連サービス業	17	4	21
		廃棄物処理業	2		2
		娯楽業	1 ( 1 )	1	2 ( 1 )
		自動車整備業	2	1	3
機械等修理業		1 ( 1 )		1 ( 1 )	
地方公務		1 ( 1 )		1 ( 1 )	
その他					
その他小計		105 ( 14 )	24 ( 3 )	129 ( 17 )	
合 計		155 ( 27 )	32 ( 3 )	187 ( 30 )	

( ) は、特定事業場以外の工場・事業場で、内数。

6. 下水道区域の業種別排除基準不適合状況及び改善指導数

(平成 23 年度)

業 種	対象工場・事業場数	延べ採水件数	不適合検体数	行政措置					行政指導 (項目別)					計	
				下水道法		条例			抽出物質含有量	亜鉛及びその化合物	ジクロロメタン	ふっ素及びその化合物	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		
				改善勧告	改善命令	下水排除一時停止命令	改善勧告	改善命令							下水排除一時停止命令
食料品製造業	9	19	2						1				1	2	
家具・装備品製造業															
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	2													
石油製品・石炭製品製造業	1	2													
ゴム製品製造業	1	2													
印刷・同関連業	1														
化学工業	9	20	1						1					1	
プラスチック製品製造業	3														
窯業・土石製品製造業	1														
鉄鋼業	2	3													
非鉄金属製造業	1														
金属製品製造業	13	5	2							1	1			2	
一般機械器具製造業	2	4													
電気機械器具製造業	1														
生産用機械器具製造業	3														
はん用機械器具製造業	4	1	1										1	1	
その他の製造業	5														
製造業小計	58	58	6						2	1	1		2	6	
その他	熱供給業	1	8												
	水道業	1	2												
	道路貨物運送業	2													
	道路旅客運送業	1													
	卸売小売業	各種商品小売業	2												
		百貨店	2												
		機械器具小売業	7	2											
		その他の小売業	19												
	飲食店	10													
	宿泊業	1													
	医療業	11													
	学校等	学校教育	6	10											
		その他の教育・学習支援業	1												
	サービス業	学術・開発研究機関	6	9											
		洗濯・理容・美容・浴場業	29	2											
		その他の生活関連サービス業	21												
		廃棄物処理業	2	2	1								1		1
		娯楽業	2												
		自動車整備業	3	4											
		機械等修理業	1	2											
地方公務		1													
その他															
その他小計	129	41	1									1		1	
合計	187	99	7						2	1	1	1	2	7	

7. 地下水採取量 5 万m<sup>3</sup>/年以上の工場・事業場 (50 音順)

(平成 23 年度)

工場・事業場名	井戸本数	採取量	対前年度採取量との増減及び比率		昭和 48 年度採取量を 100 とした平成 23 年度採取量の比
		(m <sup>3</sup> /年)	(m <sup>3</sup> /年)	(%)	
(株)大阪ミツカン 大阪工場	5	567,927	△ 16,657	△ 2.8	83.8
共英製鋼(株) 枚方事業所枚方工場	4	222,103	1,950	0.9	(※2) 49.6
(株)クボタ 枚方製造所	6	128,620	23,738	22.6	11.7
(株)小松製作所 大阪工場	18	78,310	△ 12,479	△ 13.7	2.0
トーヨー工業(株) 大阪工場	1	88,264	12,650	16.7	25.1
日本精線(株) 枚方工場	24	439,277	△ 38,230	△ 8.0	29.3
枚方ゴルフ場(株)	3	63,671	△ 10,172	△ 13.8	35.3
ひらかたパーク	2	111,545	2,200	2.0	686.8
枚方市立穂谷川清掃工場	2	60,773	△ 6,609	△ 9.8	(※3) 26.0
フジパン(株) 枚方工場	2	116,814	△ 55,641	△ 32.3	734.9
(株)北條製館所	1	95,740	1,589	1.7	181.0
明治油脂(株) 枚方事業所	1	102,396	(※4) △ 90,700	(※4) △ 88.6	36.5
理研ビタミン(株) 大阪工場	2	62,440	△ 2,608	△ 4.0	12.5
計	71	(※1) 2,137,880			

※1：市内における年間地下水採取量 2,450,347 m<sup>3</sup>の約 87%に相当

※2：昭和 51 年度採取量を 100 とした平成 23 年度採取量の比

※3：平成 18 年度採取量を 100 とした平成 23 年度採取量の比

※4：平成 21 年度採取量との増減及び比率（平成 22 年度は、工場の承継や建替え等により採取量が少量であったため）

8. ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況

(平成24年3月31日現在)

	号	特 定 施 設 名	施設数	
大 気 特 定 施 設	1	銑鉄製造用の焼結鉍製造用の焼結炉	0	
	2	製鋼用の電気炉	1	
	3	亜鉛回収用の焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、溶解炉、乾燥炉	0	
	4	アルミニウム合金製造用の焙焼炉、溶解炉、乾燥炉	0	
	5	廃棄物焼却炉	15	
			小 計	16
水 質 特 定 施 設	1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	
	2	カーバイド法アセチレン製造用のアセチレン洗浄施設	0	
	3	硫酸カリウム製造用の廃ガス洗浄施設	0	
	4	アルミナ繊維製造用の廃ガス洗浄施設	0	
	5	担体付き触媒(塩素化合物)製造用の焼成炉からの発生ガス処理用の廃ガス洗浄施設	0	
	6	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	0	
	7	イ	カプロラクタム製造用の硫酸濃縮施設	0
		ロ	カプロラクタム製造用のシクロヘキサン分離施設	0
		ハ	カプロラクタム製造用の廃ガス洗浄施設	0
	8	イ	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造用の水洗施設	0
		ロ	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造用の廃ガス洗浄施設	0
	9	イ	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用のろ過施設	0
		ロ	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用の乾燥施設	0
		ハ	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用の廃ガス洗浄施設	0
	10	イ	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造用のろ過施設	0
		ロ	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造用の廃ガス洗浄施設	0
	11	イ	ジオキサンバイオレット製造用のニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設	0
		ロ	ジオキサンバイオレット製造用のニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設	0
		ハ	ジオキサンバイオレット製造用のジオキサンバイオレット洗浄施設	0
		ニ	ジオキサンバイオレット製造用の熱風乾燥施設	0
	12	イ	アルミニウム合金製造用大気特定施設の廃ガス洗浄施設	0
		ロ	アルミニウム合金製造用大気特定施設の湿式集じん施設	0
	13	イ	製鋼用電気炉由来の集じん機捕集ばいじん中の亜鉛回収用精製施設	0
		ロ	製鋼用電気炉由来の集じん機捕集ばいじん中の亜鉛回収用廃ガス洗浄施設	0
		ハ	製鋼用電気炉由来の集じん機捕集ばいじん中の亜鉛回収用湿式集じん施設	0
	14	イ	担体付触媒からの金属回収(ソーダ灰添加焙焼炉処理法、アルカリ抽出法)用のろ過施設	0
		ロ	担体付触媒からの金属回収(ソーダ灰添加焙焼炉処理法、アルカリ抽出法)用の精製施設	0
		ハ	担体付触媒からの金属回収(ソーダ灰添加焙焼炉処理法、アルカリ抽出法)用の廃ガス洗浄施設	0
	15	イ	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設	4
		ロ	廃棄物焼却炉の湿式集じん施設	0
			廃棄物焼却炉の灰の貯留施設	7
	16		ポリ塩化ビフェニル処理物等の分解施設、洗浄施設又は分離施設	0
	17	イ	フロン類の破壊(プラズマ破壊法に限る)用のプラズマ反応施設	0
		ロ	フロン類の破壊(プラズマ破壊法に限る)用の廃ガス洗浄施設	0
		ハ	フロン類の破壊(プラズマ破壊法に限る)用の湿式集じん施設	0
	18		下水道終末処理場(1号から17号、19号に掲げる施設に係る汚水等を含むものに限る。)	1
	19		1号から17号の設置工場からの排水(公共用水域への排出を除く)の処理施設(前号を除く)	0
			小 計	12
			合 計	28

